

## 教育訓練給付制度及び人材開発支援助成金について

デジタル時代のスキル変革ウェビナー2022～自律した「学び」が個人と組織の成長を促す～

2. 企業・個人の「学び」を支援する国の施策とは？

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室  
室長補佐 引田 茂

- 教育訓練給付の概要
- 専門実戦教育訓練給付金の概要
- 特定一般教育訓練給付金の概要
- 一般教育訓練給付金の概要

# 教育訓練給付の概要

労働者が、主体的に厚生労働大臣が指定する(4月、10月の年2回)教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 (2014年10月制度開始) ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	特定一般教育訓練給付 (2019年10月制度開始) ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付 (1998年12月制度開始) ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>50%</b> (上限年間<b>40万円</b>) を6か月ごとに支給。</li> <li>○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の<b>20%</b> (上限年間<b>16万円</b>) を追加支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>40%</b> (上限<b>20万円</b>) を受講修了後に支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講費用の<b>20%</b> (上限<b>10万円</b>) を受講修了後に支給。</li> </ul>
支給要件	<p style="text-align: center;">在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者</p> <p>+ 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)</p>		
対象講座数	<p>2,671講座(2022年10月時点)</p> <p>累計新規指定講座数 4,580講座</p> <p><small>※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数</small></p>	<p>517講座(2022年10月時点)</p>	<p>11,431講座(2022年10月時点)</p>
受給者数	<p>34,835人(2021年度実績) / 135,681人(制度開始～2021年度)</p> <p><small>※いずれも初回受給者数。</small></p>	<p>2,289人(2021年度実績)</p>	<p>89,576人(2021年度実績)</p>
対象講座指定要件 (講座の内容に関する主なもの)	<p>次の①～⑦の類型のいずれかに該当し(【】内は講座期間・時間要件)、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</p> <p>① <b>業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程</b>  <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上  <small>(看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等)  <small>[原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間(法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む)※5]</small></small></small></p> <p>② <b>専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム</b><sup>※5</sup>  <small>就職・在職率の実績が一定以上</small> <b>文部科学省連携</b>  <small>(商業実務、経理・簿記等)【2年(キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満)】</small></p> <p>③ <b>専門職大学院</b>(MBA等)【2年以内(資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】  <small>就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</small></p> <p>④ <b>大学等の職業実践力育成プログラム</b>(子育て女性のリカレント課程、経営等)<sup>※1</sup>  <small>就職・在職率(正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率)の実績が一定以上</small> <b>文部科学省連携</b>  <small>[正規課程: 1年以上2年以内、特別の課程: 時間が120時間以上かつ期間が2年以内]</small></p> <p>⑤ <b>一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</b>  <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上  <small>(ITSSレベル3以上、情報処理安全確保支援士等)※2  <small>[時間が120時間以上(ITSSレベル相当4以上のものに限り30時間以上)※3]かつ期間が2年以内]</small></small></small></p> <p>⑥ <b>第四次産業革命スキル習得講座</b>(AI、IoT等)<sup>※4</sup>【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】  <small>就職・在職率の実績が一定以上</small> <b>経済産業省連携</b></p> <p>⑦ <b>専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程</b><sup>※5</sup>  <small>就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</small>  <small>【専門職大学・学科: 4年、専門職短期大学・学科: 3年以内】</small></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1: 2016年4月から適用    ※2: 2016年10月から適用    ※3: 2017年10月から適用                  ※4: 2018年4月から適用    ※5: 2019年4月から適用</p> </div>	<p>次の①～③の類型のいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</p> <p>① <b>業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程</b>  <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上  <small>(介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む)  <small>※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。</small></small></small></p> <p>② <b>一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</b>(ITSSレベル2以上(120時間未満のITSSレベル3を含む))  <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</small>  <small>※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。</small></p> <p>③ <b>短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム</b> <b>文部科学省連携</b>  <small>就職・在職率の実績が一定以上</small>  <small>※ 専門実践教育訓練の②・④に該当するものを除く。</small></p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学制: 期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上</li> <li>・ 通信制: 3か月以上1年以内</li> </ul>	<p>次の①又は②の類型のいずれかに該当する教育訓練を指定。</p> <p>① <b>公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</b></p> <p>② ①に準じ、<b>訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの</b>(民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等)</p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学制: 期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上</li> <li>・ 通信制: 3か月以上1年以内</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>指定講座例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸送・機械運転関係(大型自動車、建設機械運転等)</li> <li>○ 医療・社会福祉・保健衛生関係(同行援助従事者研修等)</li> <li>○ 専門的サービス関係(社会保険労務士、税理士等)</li> <li>○ 情報関係(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)</li> <li>○ 事務関係(簿記、英語検定等)</li> <li>○ 営業・販売・サービス関係(宅地建物取引主任者等)</li> <li>○ 技術関係(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)</li> <li>○ 製造関係(技能検定等)</li> <li>○ その他(大学院修士課程等)</li> </ul> </div>

# 専門実践教育訓練給付金の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

## 専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

### <給付の内容>

- 受講費用の**50%**（上限年間**40万円**）を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の**20%**（上限年間**16万円**）を追加支給

### <支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

## 専門実践教育訓練の指定講座について

**指定講座数：2,671講座**（令和4年10月1日時点） ※以下①～⑦は当該講座数の内訳  
\* 累計新規指定講座数 4,580講座  
（平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数）

① **業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程**

講座数：1,649講座  
例) 介護福祉士、看護師等

② **専修学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム**

講座数：672講座  
例) 商業実務、衛生関係等

③ **専門職学位課程**

講座数：91講座  
例) 教職大学院、法科大学院等

④ **大学等の職業実践力育成プログラム**

講座数：157講座  
例) 特別の課程（保健）、特別の課程（社会科学・社会）等

⑤ **一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程**

講座数：2講座  
例) 情報処理安全確保支援士等

⑥ **第四次産業革命スキル習得講座**

講座数：100講座  
例) AI、データサイエンス、セキュリティ等

⑦ **専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程**

講座数：0講座

# 特定一般教育訓練給付金の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、令和元年10月に「特定一般教育訓練給付金」を創設し、速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援。

## 特定一般教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（特定一般教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

### <給付の内容>

- 受講費用の**40%**（上限**20万円**）を支給

### <支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）を有する者

## 特定一般教育訓練の指定講座について

**指定講座数：517講座**（令和4年10月1日時点）※以下①～③は当該講座数の内訳

① **業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等**

（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む）

講座数：486講座

例）税理士、介護職員初任者研修 等

② **情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程**

（120時間未満のITSSレベル3を含む）

講座数：8座

例）基本情報技術者試験 等

③ **短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム**

講座数：23講座

例）特別の課程（教育）

# 一般教育訓練給付金の概要

## 一般教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練（一般教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

### <給付の内容>

- 受講費用の**20%**（上限年間**10万円**）を支給

### <支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）を有する者

## 一般教育訓練の指定講座について

**全指定講座数：11,431講座**（令和4年10月1日時点）

①輸送・機械運転関係 7,109講座  
（大型自動車、建設機械運転等）

②医療・社会福祉・保健衛生関係 1,975講座  
（介護職員初任者研修、実務者研修等）

③専門的サービス関係 484講座  
（社会保険労務士、税理士、司法書士等）

④情報関係 243講座  
（プログラミング、CAD、ウェブデザイン等）

⑤事務関係 412講座  
（簿記、英語検定等）

⑥営業・販売・サービス関係 197講座  
（宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等）

⑦技術関係 363講座  
（建築施工管理技士検定、電気主任技術者等）

⑧製造関係 23講座  
（技能検定等）

⑨その他 625講座  
（大学院修士課程等）

## 一般教育訓練の指定講座数推移

※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数（平成10年度については12月時点）

	平成10年度 （制度創設）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講座数（※）	3,445	10,305	11,299	11,701	11,237	11,067	11,378
受給者数 （人）	198	99,978	92,571	90,776	89,011	89,576	-



# 国から支援を受けられる主な資格・講座リスト

## 輸送・機械運転関係の資格や講座

大型自動車第一種・第二種免許  
 中型自動車第一種・第二種免許  
 大型特殊自動車免許  
 準中型自動車第一種免許  
 普通自動車第二種免許、けん引免許  
 玉掛け・フォークリフト運転・高所作業車運転・  
 小型移動式クレーン運転・床上操作式クレーン運転・  
 車両系建設機械運転技能講習  
 移動式クレーン運転士免許  
 クレーン・デリック運転士免許

## 情報関係の資格や講座

Webクリエイター能力認定試験  
 Microsoft Office Specialist 2010, 2013, 2016  
 CAD利用技術者試験、建築CAD検定  
 Photoshopクリエイター能力認定試験  
 Illustratorクリエイター能力認定試験  
 VBAエキスパート  
 Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル1の資格  
 Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル2の資格  
 シスコ技術者認定などでITSSレベル3以上の資格  
 第四次産業革命スキル習得講座  
 (新技術・システム(クラウド、IoT、AI、データサイエンス)、  
 高度技術(ネットワーク、セキュリティ)など)

## 専門的サービス関係の資格や講座

中小企業診断士、司書・司書補  
 社会保険労務士、税理士  
 行政書士、司法書士、弁理士、通関士  
 ファイナンシャルプランニング技能検定  
 キャリアコンサルタント

## 事務関係の資格や講座

実用英語技能検定、TOEIC、TOEFL  
 中国語検定試験、HSK漢語水平考試  
 日本語教育能力検定試験  
※語学試験については一定レベル以上を目標とするもの  
 建設業経理検定  
 簿記検定試験(日商簿記)

## 医療・社会福祉・保健衛生関係の資格や講座

同行援護従事者研修  
 介護職員初任者研修  
 介護支援専門員実務研修等  
 特定行為研修、喀痰吸引等研修  
 福祉用具専門相談員、登録販売者試験  
 看護師、准看護師、助産師、保健師  
 介護福祉士(実務者養成研修含む)  
 美容師、理容師、保育士、栄養士  
 歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士  
 柔道整復師、精神保健福祉士  
 はり師、あん摩マッサージ指圧師  
 臨床工学技士、言語聴覚士  
 理学療法士、作業療法士、視覚訓練士

## 営業・販売関係の資格や講座

インテリアコーディネーター  
 宅地建物取引士資格試験  
 調理師

## 製造関係の資格や講座

製菓衛生師

## 技術・農業関係の資格や講座

土木施工管理技士、管工事施工管理技士  
 建築施工管理技術検定  
 自動車整備士、電気主任技術者試験  
 測量士補

## その他、大学・専門学校等の講座

修士・博士、科目等履修  
 履修証明プログラム  
 職業実践専門課程(商業実務、文化、工業、衛生、動物、  
 情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、  
 医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)  
 専門職学位課程(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)  
 職業実践力育成プログラム(保健、社会科学、工学・工業など)

緑の文字の資格や講座

費用 **20%**

(上限年間10万円) 支援

青の文字の資格や講座

費用 **40%**

(上限年間20万円) 支援

赤の文字の資格や講座

費用最大 **70%**

(最大224万円) 支援

この制度は、人生100年時代を見据え、手に職となるスキルを身につけたい、

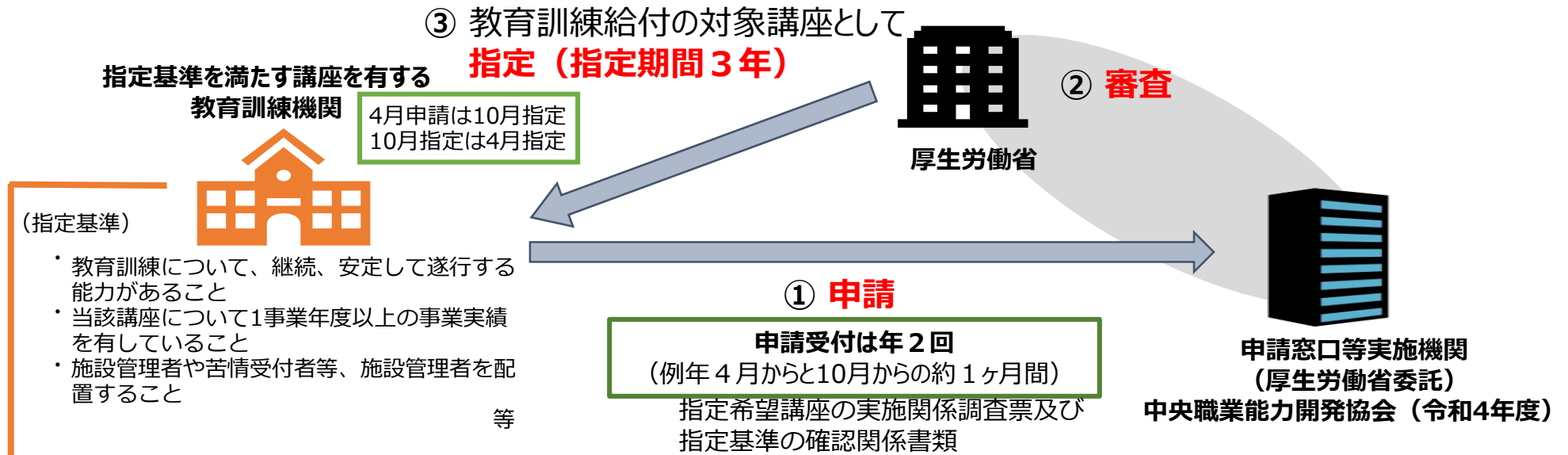
新しいキャリアを開拓したい、と考える人を応援するための制度です。

- 教育訓練給付の指定申請等の概要
- 教育訓練給付制度の主な指定基準について
- 指定申請の手続きについて

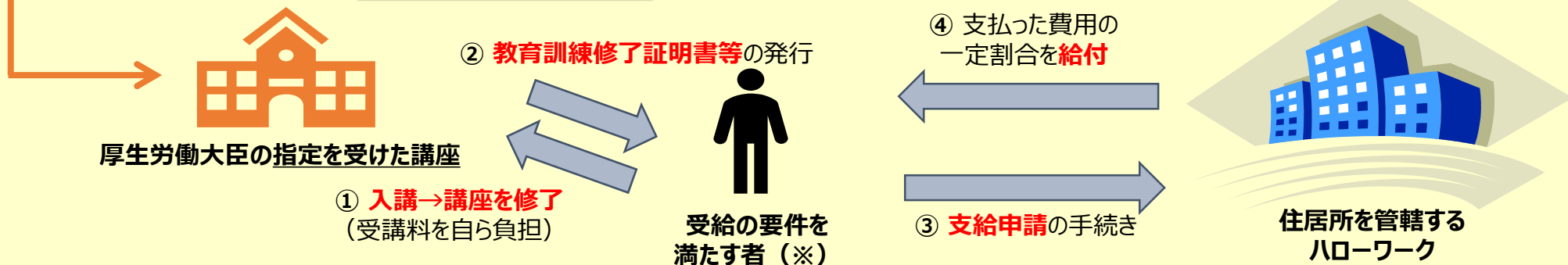


# 教育訓練給付の指定申請等の概要

## 1. 教育訓練給付の**対象講座**になるまでの流れ



## 2. 教育訓練給付を**受給**するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

# 指定申請の手続きについて

指定の申請は年2回受け付けています（例年、10月1日指定分につき、4月上旬～、翌年4月1日指定分につき、10月上旬～、いずれも約1か月間、詳細は厚生労働省HPにおいて告知します）。

厚生労働省HPに掲載している各制度の「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金（専門実践教育訓練）講座指定申請様式集」、「教育訓練給付金（特定一般教育訓練）講座指定申請様式集」、「教育訓練給付金（一般教育訓練）講座指定申請様式集」に、必要事項を記載の上、添付資料とともに申請窓口等実施機関へ提出してください。

## ○ パンフレット・申請様式集の入手先（ダウンロード先）

・専門実践教育訓練の講座申請手続について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyouounouryoku/career\\_formation/kyouiku/03\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyouounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00004.html)

・特定一般教育訓練の講座申請手続について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyouounouryoku/career\\_formation/kyouiku/03\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyouounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00003.html)

・一般教育訓練の講座申請手続について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyouounouryoku/career\\_formation/kyouiku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyouounouryoku/career_formation/kyouiku/03.html)

## ○ 現在指定を受けている講座について（教育訓練給付制度情報検索システム）

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>

## ○ 講座の指定に関する問い合わせ先（2022年度）

**講座指定の申請手続について（申請の時期、書類の記入方法、指定基準等）**

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課

電話 03-6758-2828・2824・2825

**その他給付の対象となる講座に関することについて**

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

## ○ 教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口

（連絡先一覧） <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

- 人材開発支援助成金について
- 助成率・助成額
- 「人への投資促進コース」の創設
- 人材開発支援助成金の申請について

# 人材開発支援助成金について（令和4年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
<b>① 特定訓練コース</b>		
・労働生産性の向上に資する訓練、若年者に対する訓練、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練等、効果が高い10時間以上の訓練について助成	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者 （有期契約労働者等を除く）
<b>② 一般訓練コース</b>		
・特定訓練コース以外の20時間以上の訓練について助成	・事業主 ・事業主団体等	
<b>③ 教育訓練休暇等付与コース</b>		
・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 ※令和4年度から令和6年度までは、本コースで「長期教育訓練休暇制度」及び「教育訓練短時間勤務制度」は適用せず、⑤の人への投資促進コースとして実施。	・事業主	雇用保険被保険者
<b>④ 特別育成訓練コース</b>		
・有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または処遇を改善するための訓練を実施した場合に助成	・事業主	有期契約労働者等
<b>⑤ 人への投資促進コース【令和4年4月から実施】</b>		
・高度デジタル人材等を育成する訓練、定額制訓練（サブスク型）、労働者が自発的に行う訓練、長期教育訓練休暇等制度の導入等を実施した場合に助成	・事業主	雇用保険被保険者

<助成額・助成率> ( )内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		賃金助成 (1人1時間当たり)		経費助成		OJT実施助成 (1人1コース当たり)		
			生産性要件を 満たす場合※6		生産性要件を 満たす場合※6		生産性要件を 満たす場合※6	
① 特定訓練コース	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-	
	OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	
② 一般訓練コース	OFF-JT	380円	480円	30%	45%	-	-	
③ 教育訓練休暇等付与コース		-	-	30万円	36万円	-	-	
④ 特別育成訓練コース	OFF-JT	760円 (475円)	960円 (600円)	70%※1 60%※2	100%※1 75%※2	-	-	
	OJT	-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	
⑤ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	-※4	75% (60%)	-※4	-	
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円※3	-※4	75%	-※4	-	
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	45% (30%)	60% (45%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	30%	45%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		6,000円※5	7,200円※5	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-

※1 正社員化した場合の助成率。 ※2 非正規雇用を維持した場合の助成率。 ※3 国内の大学院を利用した場合に助成。

※4 高度人材の育成を目的とする「高度デジタル人材訓練」及び「成長分野等人材訓練」については、生産性要件は設定せず、予め高額・高率に設定。

※5 1人1日当たりの助成額。

※6 生産性要件とは、労働関係助成金を受給した企業が生産性を向上させた場合、その助成額又は助成率の割増分を追加支給する制度のこと。

# 人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」の創設

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を強化するため、民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行うこととされた。
- 12/27～1/26の間、厚生労働省ホームページなどにおいて、「人への投資」について**国民の方からのアイデア**を募集。
- 「**企業の従業員教育、学び直しへの支援**」や「**デジタル分野など円滑な労働移動を促すための支援**」などを内容とする提案が寄せられた。
- 「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご提案をもとに、**令和4年度から令和6年度までの間**、人材開発支援助成金※に新たな助成コース「**人への投資促進コース**」を設ける。

※ 事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度

訓練コース名	対象者・対象訓練
人への投資促進コース【新規】	国民からのご提案を踏まえて5つの助成を新設
特定訓練コース	正規雇用労働者を対象とした生産性向上に資する訓練などへの経費助成等
一般訓練コース	正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
特別育成訓練コース	非正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度などを導入した事業主への制度導入助成等

※ **令和4年度から、すべての訓練コースにおいて、オンライン研修（eラーニング）による訓練を対象化**

## 1. デジタル人材・高度人材の育成

### 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材※の育成のための訓練や、**海外を含む大学院での訓練**を行う事業主に対する高率助成  
※ ITSS（ITスキル標準）レベル4若しくは3となる訓練又は大学への入学（情報工学・情報科学）

### 情報技術分野認定実習併用職業訓練

**IT分野未経験者**の即戦力化のための訓練※を実施する事業主に対する助成  
※ OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練

## 2. 労働者の自発的な能力開発の促進

### 長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための**長期休暇制度**や**短時間勤務等制度**（所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除）を導入する事業主への助成の拡充（長期休暇制度の**賃金助成の人数制限の撤廃**等）

### 自発的職業能力開発訓練

労働者が**自発的に受講**した職業訓練費用を負担する事業主に対する助成

## 3. 柔軟な訓練形態の助成対象化

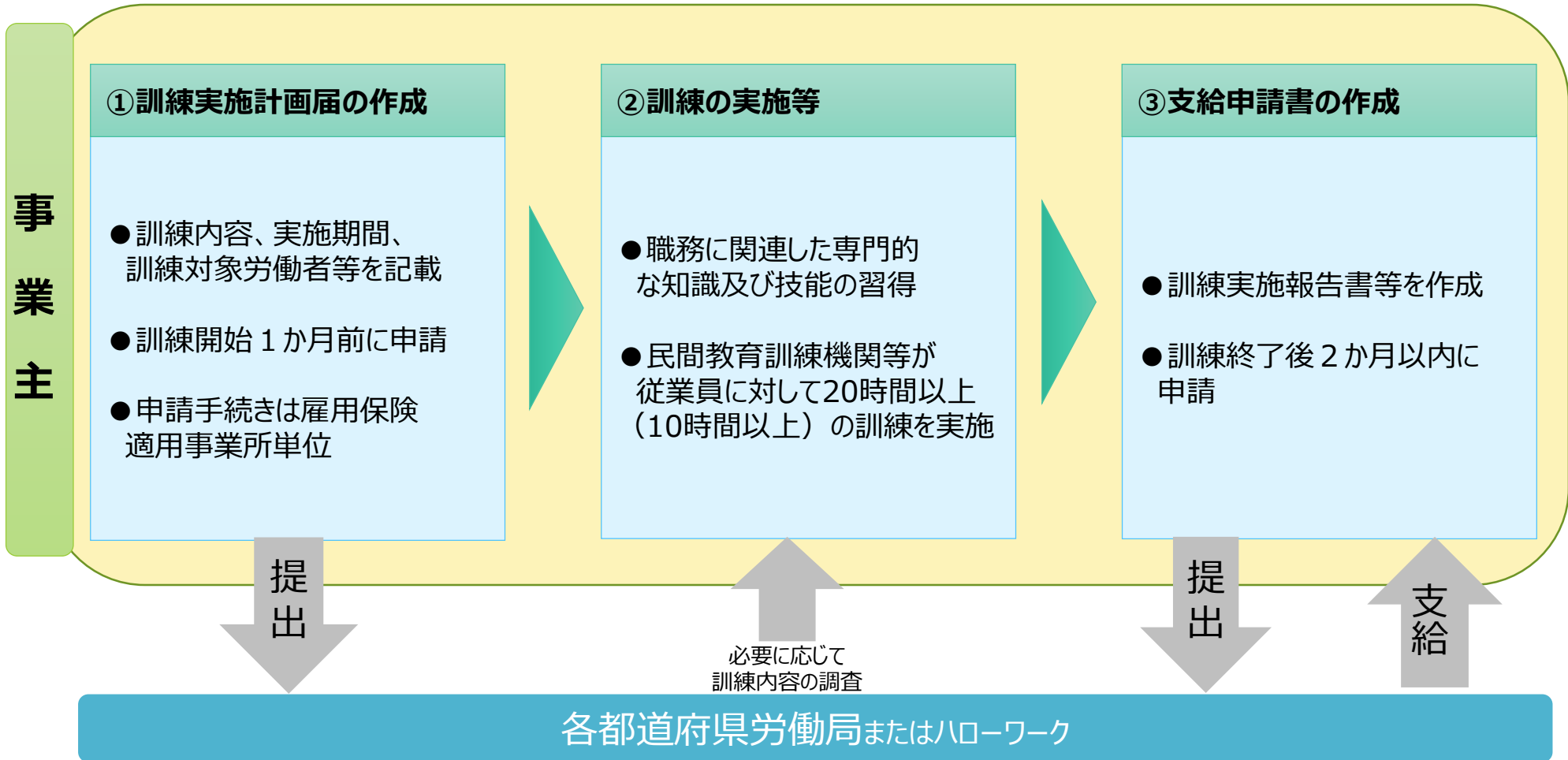
### 定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「**定額制訓練**」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用する事業主に対する助成



# 人材開発支援助成金の申請について

訓練実施計画届の提出から助成金の支給までのながれ



## ○ 人材開発支援助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

## ○ 人材開発支援助成金の支給申請について

各都道府県労働局助成金担当 (連絡先一覧)

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

ご静聴、ありがとうございました。